

## 光産業創成大学院大学科目等履修生規程

### （目的）

第1条 光産業創成大学院大学学則（以下「学則」という。）第54条第2項の規定に基づき、光産業創成大学院大学（以下「本学」という。）における科目等履修生の取り扱いに関し必要な事項を定める。

### （入学資格）

第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）修士の学位を有する者又は専門職学位に相当する学位を授与された者、およびこれらと同等以上の学力があると認められた者
- （2）履修しようとする授業科目について、当該授業科目を履修するに十分な学力を有すると認められた者

### （入学の時期）

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学年の始め、または後学期の始めとする。

### （履修期間）

第4条 科目等履修生として履修することができる期間は、1学年とする。

### （出願手続）

第5条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに次に掲げる書類に入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

- （1）科目等履修生願書（本学所定用紙）
- （2）最終出身学校の修了証明書又は卒業証明書
- （3）現職を有する者は、所属長の承諾書
- （4）その他必要と認める書類

2 本学に在学した者が科目等履修生として入学を志願する場合は、前項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

3 履修期間を終了した者が再び科目等履修生として入学を志願する場合は、改めて第1項に定める手続を行わなければならない。ただし、同項第2号に掲げる書類の提出を要しない。

### （入学志願者の選考及び入学の許可）

第6条 前条の入学志願者に対しては、研究科教授会において選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに当該研究科において履修の指導を受けた上で、誓約書（本学所定用紙）及び履修登録票（本学所定様式）を提出するとともに、登録料及び履修料を納入しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に対して入学を許可する。

(納付金)

第7条 科目等履修生が納入すべき入学検定料、登録料及び履修料については、別表のとおりとする。

2 納付された検定料、登録料及び履修料はいかなる場合においても返還しない。

(単位の認定及び証明書の交付)

第8条 科目等履修生が履修した授業科目について、所定の試験を受け、合格したときは、所定の単位を認定する。

2 前項により認定された単位については、願い出により、単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生証)

第9条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

2 科目等履修生が通学する際には、科目等履修生証を携帯しなければならない。

(施設の利用)

第10条 科目等履修生は、大学図書館その他履修に必要な施設を利用することができる。

(事務)

第11条 科目等履修生に関する事務は、総務課において行う。

(細則)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経なければならない。

付則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

検定料	登録料	履修料
10,000円	20,000円	1科目につき 100,000円